



登場  
ページ

## 今週の専門用語

04

ページ

### 📖 QDMTT (適格国内ミニマム課税)

QDMTTは、国内法で規定された最低税率課税による税額であり、高税率国の日本で導入する際には、計算の簡素化等が必要になる。また、諸外国で立法されるQDMTTと日本のCFC税制の関係は、OECDの行政ガイダンスによればQDMTTが先行して適用されると読めるが、立法化の過程で明確化する必要がある。いずれにせよ、本課税の適格性を巡る国際的紛争の予防・解決に向け、追加ガイダンスの整備及びOECDにおけるピア・レビュープロセスの実施が必須となる。

28

ページ

### 📖 国外転出時課税制度に関する納税猶予

スタートアップ企業が海外進出をする際、役員等が海外に赴任することがあるが、有価証券等を1億円以上所有する場合には国外転出時課税の対象となる。納税猶予手続も設けられているが、これまで非上場株式を担保提供する場合には、株券不発行会社であっても、株券による担保提供が必要であった。しかし、令和5年度税制改正では、対象の非上場株式について質権設定を行うことで、株券不発行でも担保提供が可能となり、株券発行会社に移行するための定款変更や株券の管理などが不要となった。

40

ページ

### 📖 ファブレス

ファブレスとは「Fabrication facility less」の略語で、製造工場（Fabrication facility）を持たない（less）という意味。ファブレス企業は、自社の業務を製品企画や開発に留め、製品の製造は他社に委託する。ファブレス企業から製造を受託する企業は「ファウンドリ（Foundry）」と呼ばれる。代表的なファブレス企業としては、アップルやユニクロ、キーエンスなどがある。自社ブランド製品を企画・開発する点で、自社製品を他社ブランドとして供給する方法であるOEMとは異なる。

From  
編集室

◆企業にとって人は宝と言うが、近年は「人材」という言葉に「人材」という漢字を充てるケースをよく見かける。もはや「人材」は市民権を得ている感すらある。ただし、税の世界ではそうとも言えないようだ。◆資本金10億円以上かつ常時使用する従業員数1,000人以上の大企業向けの賃上げ促進税制では、「マルチステークホルダー方針」を事業年度終了の日の翌日から45日を経過する日までに公表することが求められているが、同方針に盛り込まなければならない必須キーワードに「人材投資」がある。「人材」か「人材」か各社こだわりはあるが、税制優遇を受けるため、用語の使用には注意したい。(Q)

#### 週刊T&A master 第974号

2023年4月10日発行 (毎週月曜発行)

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい